

「仙南地区在宅ホスピスケア連絡会における 『災害時の対応指針』の活用のしかた



『災害時の対応指針』（以下、「指針」という。）とは…

患者さん用「わたしの手帳—もしもの時に備えて—」

ケアスタッフ用「仙南地区在宅ホスピスケア連絡会災害時対応の手引き」

の2種類からなります。


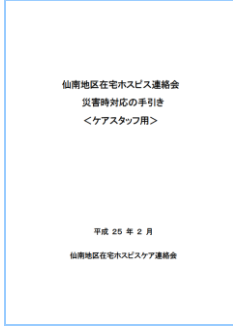
だれが、どのように使うのか

患者さん用は、患者さん自身やご家族が行う災害への備えや災害時の初期対応を手助けする「手帳」です。災害時に、患者さんが必要な医療や支援にスムーズにつながるができるよう、患者さんのもとに駆けつけたケアスタッフ等に提示する様式（「わたしの手帳—もしもの時に備えて—」）が入っています。管理は、患者さんとご家族に行っていただきます。

対象は、がんの患者さんに限定せず、在宅で医療的ケアを受けている方（要介護高齢者、障害児・者、難病患者等）に広くお使いいただけます。

ケアスタッフ用は、在宅ケアに携わるスタッフの災害時の初期対応・行動や**患者さん用**の使い方をまとめた「手引き」です。「ケアチームの連絡体制の共有」や「災害時の対象者の安否・被災状況の確認」を行う際に使用する様式が入っています。

対象は、連絡会の会員ですが、医療的ケアを受けている方にかかわっているスタッフや事業所においても必要に応じてお使いいただけます。

		<p>指針の内容</p> <ul style="list-style-type: none">■ 手帳(手引き)作成の趣旨■ 手帳(手引き)の使用対象■ 平常時に準備しておくこと■ 災害発生時の初期対応■ 仙南地区の関係機関■ 各種様式
患者さん用	ケアスタッフ用	

患者さん用 の配付が想定される場面・時期等

新規で対象者にかかわる場合は、在宅療養を開始する前に、退院時カンファレンス等の場面を活用して説明し配付することを想定しています。

また、在宅療養を開始した後やすでに対象者にかかわっている場合は、在宅ケアに携わるスタッフから配付していただきます。

配付にあたっては、ケアチーム内で合意を得た上で、個々の対象者の状況に合わせてよりよい場面・時期を判断していただきますようお願いします。

対象者の安否・被災状況の確認、確認した情報の集約等

指針では、対象者の安否・被災状況の確認は、担当する訪問看護事業所（看護師）または介護保険事業所（ケアマネジャー等）が行い、地域主治医に連絡する（地域主治医が情報を集約する）体制になっています。

対象者によっては、医療保険（訪問診療、訪問看護等）のみの利用や複数の訪問看護事業所のサービスを導入している場合がありますので、ケアチーム内で、個々の対象者の状況に合わせてよりよい担当を決めていただきますようお願いいたします。

また、対象者の安否・被災状況の確認結果（様式3）は、確認担当者の記録としてだけでなく、連絡票としてもそのままお使いいただけます。（その場合は、複数枚の記録が必要になります。）

市町に対する対象者の安否・被災情報の報告・相談等（必要時）

指針では、市町に対する対象者の安否・被災情報の報告・相談は、情報を集約した地域主治医が必要に応じて行う体制になっています。

連絡会では、対象者が在宅療養を開始する前に連携病院とバックベッドの調整を行っていますが、災害等により確保していたバックベッドでの受け入れが困難になる等の事態が生じた場合は、対象者の居住市町に地域主治医が受け入れ先等の相談をする場合がありますのでご理解ご協力いただきますようお願いいたします。

記入用の様式（様式1～3）の準備

記入用の様式は、指針の該当ページを必要な分だけコピーしてお使いください。

また、後記のとおり宮城県仙南保健所（仙南地区在宅ホスピスケア連絡会事務局）のホームページからもダウンロードできますので、ご活用ください。

指針の入手方法

初版として、**患者さん用**と**ケアスタッフ用**を各250部作成しました。指針は、平成24年度研修会の参加者の他、指針の名簿掲載機関（市町、病院、災害拠点薬局、訪問看護事業所）、連絡会の会員に1部ずつ配付します。

その他の機関や追加を希望する場合は、恐れ入りますが、各自で宮城県仙南保健所（仙南地区在宅ホスピスケア連絡会事務局）のホームページからダウンロードをお願いします。（平成25年3月上旬に掲載予定。）

「仙南地区在宅ホスピスケア連絡会における『災害時の対応指針』
に関するお問い合わせ先

仙南地区在宅ホスピスケア連絡会事務局
（宮城県仙南保健所（保健福祉事務所）成人・高齢班）
住所 宮城県柴田郡大河原町字南 129-1
電話 0224-53-3120
FAX 0224-52-3678